傍 聴 要 領

(仮称)滋賀県産業振興新戦略策定委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1)(仮称)滋賀県産業振興新戦略策定委員会の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、委員長の許可を受けてください。
- (2)傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3)傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、 所定の席に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1)会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、 反対等の意向を表明しないこと。
- (2)飲食、喫煙等をしないこと。
- (3)委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4)その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1)2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2)遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わな いときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。